

令和8年度みやぎきのこどもを照らす居場所づくり支援事業 公募要項

令和8年4月1日
宮崎県教育庁
人権同和教育・生徒指導課

1 目的

こどもを取り巻く環境が多様化・複雑化する中、全てのこどもが安全で安心して過ごせる多様な居場所づくりを推進していくことが求められています。

そのような状況において、本事業は、特に不登校の児童生徒を対象としたNPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりに係る経費を補助することを通して、民間団体が行うこどもの居場所づくりの実態や課題を調査するとともに、効果的な支援方策を明らかにすることを目的として実施するものです。

2 募集内容

主に不登校児童生徒の社会的自立に資する居場所づくりに取り組む、個人以外の一般財団法人、一般社団法人、社会福祉法人、NPO法人、その他の任意団体等を募集します。現在既に取り組んでいる団体の他、新たに取り組む団体でも結構です。

なお、本事業の対象経費と重複して、国、県又は市町村の補助金（助成金）等の交付を受けている団体は、応募時に補助主体や補助額等について必ず申し出て下さい。

3 応募資格

法人（営利・非営利は問いません）及び任意団体等で、次の全ての要件を満たす者

- (1) 不登校児童生徒に対する支援を行うことを主たる目的として活動しており、申請年度における4月1日時点で、県内に施設を有していること
- (2) 不登校児童生徒の在籍する学校及び在籍する学校が公立学校である場合にあっては、管轄の教育委員会との連携・協力体制が構築できること
- (3) 週2日以上、学校の課業時間に開所していること
- (4) 無料、または利用者から低額の利用料を徴収し活動しており、極端な利益を得ていないこと。
- (5) 本事業の実施に必要な範囲で、県によるヒアリング及び現地確認を承諾すること
- (6) 本事業に係る研修会等への参加を承諾すること
- (7) 利用している児童生徒や保護者への調査を承諾すること
- (8) 児童生徒の健全育成を図っていること
- (9) 政治活動又は宗教活動を主たる活動の目的としていないこと
- (10) ホームページ等を通じて施設・活動に関する情報公開を行うこと
- (11) 県税に未納がないこと（納税義務の発生しない任意団体等は代表者に未納がないこと）

4 採択予定団体数

最大23団体程度。予算の範囲内で選定します。

5 補助対象経費の上限

補助対象経費の上限額：1団体あたり20万円

6 事業期間

令和8年4月1日から令和9年1月31日まで

※ 遡って補助対象経費として認めますが、支出の証明（領収書等）が必要です。

7 補助対象経費

補助の対象となる経費は、本事業に直接必要となる経費で、例として次に掲げるような経費を想定しています。

費目	補助対象経費の例示
賃金	居場所づくりに係るアルバイト等の雇い上げ費用（団体の恒常的な人件費は対象外） ※ 労働基準法、最低賃金法等の法令に則ること ※ 出勤簿等の記録を提出していただくことがあります。
報償費	居場所づくりに係る講師やボランティア等への謝金 ※ 出席簿等の記録を提出していただくことがあります。
旅費	居場所づくりに係る講師やボランティア等に支払う旅費
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、教材費、材料費、食糧費 その他居場所づくりに直接必要となる経費 ※ 消耗品は一品10万円以内で耐用年数が1年未満のものに限ります。（家具等は不可） ※ 食糧費にスタッフの飲食は含まれません。
役務費	郵送料、通信費、運搬費、保険料、手数料、筆耕料、 その他居場所づくりに直接必要となる経費 ※ 本事業の応募に係る費用は補助対象ではありません。
使用料・賃貸料	会場使用料、機器リース料、タクシー代、 その他居場所づくりに直接必要となる経費
備品購入費 ※原則、計上不可	事業実施に直接必要となる一品10万円以上の備品の購入費（※原則としてリースやレンタルを利用し、購入は不可。ただし、居場所づくりに直接的に資するものであって、リースやレンタルより備品の購入が適切な理由がある場合は、 <u>申し出てください</u> 。許可を得ず購入された場合、補助対象経費として認めません。）
委託料	居場所づくりに際し、外部に業務を依頼する費用 ※ 事前に内訳の分かる見積書を提出して許可を得ること

8 応募方法及び応募期間

(1) 応募方法

- ① 本事業による補助を受けようとする団体等は、事業説明会へ参加してください。

【事業説明会】

- 日 時 令和8年5月14日(木) 10:00~11:30
- 形 式 オンライン(ZOOM)

※ オンラインでの参加が難しい方 → 宮崎県庁防災庁舎5階 防52号室

- 参加申込 令和8年5月11日(月)までに電子申請システムにて申請

※以下のURLおよび二次元コードより申込みを行ってください。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-miyazaki/smart-apply/surveys/3746658473347401736>



- ② 事業説明会参加後、事業説明会で配付・説明された書類を以下の方法にて期日までに提出してください。

【応募書類の提出】

- 応募書類及び部数 事前説明会にて説明した書類及び部数
- 応募方法 郵送、メール又は持参により提出
 - ※【重要】メールによる提出の場合、県のセキュリティにより未達となることがありますので、必ず電話で御連絡いただきますようお願いいたします。
- 提出(問い合わせ)先
宮崎県教育庁人権同和教育・生徒指導課 生徒指導・安全担当 春田
住所：宮崎市橘通東1丁目9番10号(宮崎県庁3号館3階)
電話：0985-26-7238
Mail：jinkendowa-seitoshido@pref.miyazaki.lg.jp
- 応募期間 令和8年5月18日(月)～6月8日(月)午後5時まで(必着)
 - ※ 応募状況等を勘案して、追加の募集を行うことがあります。
- 留意事項 提出された応募書類一式は返却しません。
 - ※ 採択された後に、再度、同様の申請書類の提出があります。

9 選定方法及び選定基準

人権同和教育・生徒指導課において、原則として書面審査により選定しますが、必要に応じて実地調査を行わせていただくこともあります。

なお、選定基準は概ね次のとおりです。

- (1) 事業内容が、不登校児童生徒の社会的自立(居場所づくり)につながる内容となっているか。
- (2) 事業内容に継続性が見込まれるか。
- (3) 事業内容に公益性等があり、補助することが妥当か。
- (4) 事業を行う団体の規模や運営上、事業計画どおり実行することが可能か。
- (5) 経費の計上は適切か。また、必要最小限か。

10 補助事業に関する留意事項

(1) 団体の採択

上記9により選定した団体を本事業に採択します。(まだ交付決定ではありません。)

(2) 交付申請

公募により選定された団体の代表者に、交付要綱に定める申請書類の提出や諸手続を行っていただきます。申請書類の返却はいたしません。

また、当課での債権者登録のない団体は登録手続きを行っていただきます。

(3) 交付決定

提出された交付申請書等の内容を審査し、適当と認められたものについて交付決定を行います。必要があるときは、申請内容等に条件を付す場合があります。

(4) 補助金の支払

交付決定後、決定通知に添付する様式の請求書を御提出いただいた後、概算払にて補助金をお支払します。支払い時期は、11月下旬以降の見込みです。

(5) 事業報告

事業完了後、交付要綱の定めるところにより、実績報告を行っていただきます。支出を証明する書類(領収書等)については原本でも写してもかまいませんが、報告書類の返却はいたしません。

なお、本事業の成果について別途資料を作成いただくこともあります。

また、本事業の成果について、市町村や関係団体への情報提供や県ホームページへ掲載することがあります。

(6) アンケート等調査

団体のスタッフだけでなく、利用している児童生徒やその保護者を対象としたアンケート等の調査をお願いすることがあります。

(7) 支出を証明する書類等(領収書等)

① 【重要】ポイント等を付けて、利益を得ることは不可

② 原本でも写しても構いませんが返却はいたしません

③ 宛名と日付が明記されていること

④ 支出内訳が分かること

但し書きを詳細に記入するか(「品代」等は不可)、納品書等、内訳の分かるものを添付すること

⑤ 文字、数字が鮮明であること(判読できないものは認められません)